

議 第 47 号

令和 5 年 2 月 20 日提出

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「附則第 5 条第 1 項」を「附則第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第 26 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。